

仕様書

1. 件名

令和4年度地球温暖化問題等対策調査委託費（気候変動緩和の科学的根拠に関する国際動向調査）

2. 事業目的

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、気候変動に関する科学的知見を収集・評価し、自然科学的根拠（第1作業部会）、影響、適応及び脆弱性（第2作業部会）、緩和（第3作業部会）からなる評価報告書や統合報告書、さらに温室効果ガスの排出量及び吸収量の算出・報告手法に関わるガイドラインや特別報告書を作成する。これまで5回の評価報告書作成がなされ、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）における取組指針の科学的根拠となったり、各国政府の科学的知見に基づく政策立案の参考となったりするなど、気候変動の国際交渉・国際動向の方向性、さらには気候変動に関連する産業・エネルギーの方向性に多大な影響を与えてきた。

令和3年度に、第6次評価報告書第1作業部会報告書（自然科学的根拠）、第2作業部会報告書（影響、適応及び脆弱性）が公表されたが、令和4年度に、IPCCでは第6次評価報告書第3作業部会報告書及び統合報告書（SYR）が公表される予定であり、作成に向けたプロセスが本格化する。

経済産業省は、特に温暖化交渉自体と関連が強い気候変動緩和（第3作業部会）を担当し、政府意見の提出・取りまとめや、我が国執筆者間の議論・情報交換や連携を促進する役割を持つ。こうした観点から、AR6及びSYR作成に向けた内容及び体制に関する議論のために、IPCCに関連する国内外の情報の収集・分析・発信等を行う本調査事業は極めて重要となる。具体的には、主要な会合等に専門家等を派遣して情報の収集を行い、さらには国内連絡会等の開催等を通じて、上記報告書作成に向けて第6次評価報告書（AR6）執筆者等との協力強化を行うこととする。一方で、IPCC総会等に向けて日本政府が適切なコメントを作成・提出し、適切な対応・発信を行えるよう、適切な情報収集・分析・報告・助言を行う。また、公表された報告書の内容を国内に発信していく。

3. 事業内容

(1) IPCC関連会合への出席と専門家派遣を通じた情報収集、分析

①IPCC総会等への出席

以下の要領で、IPCC総会等に参加する。なお、派遣する専門家（数名程度）については事前に地球環境連携室の承認を得ること。

・第57回総会：2022年9月頃、欧州を想定

・第57回bis総会：2022年10月頃、欧州を想定

IPCC総会出席に当たっては、以下の要領での調査・出席・文書の作成・報告、さらに、政府出席者に対する助言を行う。英語での国際会議に対応できるだけの言語能力・コミュニケーション能力を備える事はもちろん、各作業部会の内容に十分通じた者が業務にあたる必要がある。

a)対処方針に関する助言

総会等への対処方針の検討に当たり、地球環境連携室の指示に従い、本仕様書（6）に記載する調査を行って、地球環境連携室に対し助言を行う。その際、必要に応じて、事前に総会等に用いられる資料を元に、当該会合アジェンダに関連する有識者等に対するヒアリング等を行い、その内容を地球環境連携室に報告・助言する。

b)会合への出席と助言

総会等では、基本的に毎日会議の開始から終了まで出席し、地球環境連携室の代表者を補助するため、専門的知見を持つ人材を、数名程度派遣することとなる。

ただし、会合が深夜に差し掛かる、会合が並行して進展する等の場合には、地球環境連携室の指示に従い、出席する会合を決定する。

加えて、出席した会合等の内容を地球環境連携室の代表者に報告・助言する。

c)日々の報告資料の作成

地球環境連携室の指示に従い、会合期間中に、毎日A4サイズ、ワード等にて1~3枚の日々の交渉動向の概要について報告資料を作成する。報告のタイミングは地球環境連携室と調整を行う。

その際、少なくとも、会合の議長（共同議長・副議長）や執行部、米国、中国、インド、英国、ドイツ、スイス、フランス、オランダ、ノルウェー、豪州、カナダ、NZ、ロシア、ブラジル、サウジアラビア、EU等の主要国の交渉ポジションに係る発言の趣旨を記載することとする。必要に応じて、他事務局（第1作業部会、第2作業部会担当等）その他専門家等と業務分担を行うこととする。

d)会合を総括する概要資料の作成

地球環境連携室の指示に従い、会合全体の報告資料を、遅くとも会議終了後5日以内を目安に作成する。ボリュームや記載内容については、地球環境連携室と協議の上決定する。

※ なお、旅費を負担すること。また航空券は、ディスカウントエコノミーを想定する。

※ 上記日程、開催場所については現時点での想定であり、変更の可能性がある。派遣日程については、基本的には政府代表団と同日程で行動することとする。

②IPCC関連会合への専門家派遣

以下の要領で専門家派遣を行う。

・ **Expert Meeting on the Use of Science in AR6 and Subsequent Assessments : 2022年10～12月（または2023年1～3月）** 場所は未定。執筆者1名参加想定。ただし、日本のWG3執筆者から参加者が選ばれた場合。

- ・ その他必要に応じて、IPCC関連会合が開催される場合には、当該会合への専門家派遣

なお、②の会議への専門家の派遣に際して次の業務を行うこと。

- A) 派遣される当該分野の専門家複数名を地球環境連携室に提示し、了解を得るとともに、当該専門家が会議に出席するための日程等の調整を行うこと。
- B) 派遣される専門家と調整し、航空機、ホテルの予約、必要に応じてビザの取得等派遣にかかる所要の手続きを講じること。特に、派遣される専門家が外国から参加する場合や、時差が大きい国での会議が午前から開始される場合の到着日などについては、十分調整を行うこと。また、ディスカウントチケットやパッケージツアーを活用するなど、航空機、ホテルの予約は効率的・経済的に行うとともに、会議日程や内容も考慮しつつ、会議が延長された場合に滞在を延長するといった柔軟な対応もできるよう考慮すること。なお、旅費を負担すること。また旅費の計算に当たっては、教授以上相当の専門家（主席研究員・上席研究員・グループリーダー・部長以上相当の専門家についても、「教授以上相当の専門家」として扱うこと）の航空券はノーマルエコノミーを基本とし、その他の専門家については、ディスカウントエコノミーを想定する。
- C) 会議終了後すみやかに、派遣された専門家等から会議資料及び会議概要をまとめた報告書（5頁程度）の提出を求め、地球環境連携室にメールにて送付すること。なお、IPCC事務局により、出席者以外には非公開とする明確な指示があるものについては、部外秘とし、その旨、経済産業省に報告すること。

(2) IPCC 第6次評価報告書統合報告書（SYR）等レビュー支援

IPCC AR6統合報告書については最終政府レビューが2022年夏頃に実施される予定である。その際、(7)における調査、ドラフト案に対する専門的知見からの助言、レビューコメントに対する専門的見知からの助言、レビューコメント案の取りまとめ等の支援を行う。その際、必要に応じて地球環境連携室と相談の上、有識者へのヒアリング（6名程度、東京近郊を中心）を行い、適切な助言が行えるようにする。尚、AR6 WG1、2、3、及び統合報告書の専門家及び政府レビュードラフトは、適宜、地球環境連携室と相談の上、翻訳を行う。

(3) IPCC第3作業部会に関する幹事会の主催

必要に応じ、IPCC第3作業部会の日本人執筆者及び有識者（計18名程度）、関係省庁担当者（10名程度）を対象に、IPCC報告書に関する情報の共有化・意見交換等を行う。開催時期は地球環境連携室と相談し、1回程度実施（開催地は東京を想定）する。

なお、地球環境連携室からの要望があれば、第1/第2作業部会の日本人執筆者や

Chapter Scientist、Contributing Authorを併せて2-4名程度を招へいすること。

なお、開催に当たっては、日程調整、事務局による議事概要の作成（委員の確認前の第一次案については会議終了後一週間以内の地球環境連携室への提供を目安とし、委員確認後のセット版については報告書に盛り込むこと。）を行うこと。執筆者及び有識者には交通費・謝金を支払うこと。

なお、交通費については、執筆者及び有識者の4分の1程度は地方から参加することを想定。必要に応じ、第1、第2作業部会事務局と適宜調整すること。

(4) IPCC国内連絡会の開催補助

必要に応じ、1回程度実施（開催地は東京を想定）が見込まれるIPCC国内連絡会開催に当たって、IPCC第3作業部会の日本人執筆者及び有識者（計18名程度）や他WG支援事務局（3名程度）と日程・議題の調整を行う。また、国内連絡会には事務局から数名出席すること。IPCC第3作業部会の執筆者及び有識者には交通費・謝金を支払うこと。

なお、交通費については、IPCC第3作業部会の執筆者及び有識者の4分の1程度は地方から参加することを想定。

(5) アウトリーチ活動の準備

必要に応じ、AR6及び特別報告書の緩和に係る重要なテーマについて、一般の理解を深めるために、最新の知見及び今後の方向性に関して報告・議論を行うシンポジウムを、地球環境連携室と適宜調整の上開催すること。その際、開催地は東京、規模は各200名程度（場合によりオンライン併用）、講師は6名程度（うち、海外（欧米を想定）から1名程度招へい）をそれぞれ想定。なお、講師には交通費・謝金を支払うこと。

また、令和4年度に公表予定のIPCC第3作業部会の報告書の内容に関するウェビナーを開催すること。内容は、報告書の各チャプターに関する内容を想定し、回数や開催形式などは地球環境連携室の担当者と協議して決定すること。なお、講師には交通費・謝金を支払うこと。

※上記開催場所や想定規模等については公告時での想定であり、変更の可能性がある。

(6) 総会・関連会合に関する調査と報告

総会・関連会合支援のため、地球環境連携室の指示に従い、関連するテーマについて適切な資料、情報を収集、分析・整理、また、必要に応じて翻訳した後、必要な参考文献を添えて地球環境連携室が指示する期日（おおむね発注から1-3週間）

までに報告すること。

(7) AR6 WG3報告書の翻訳

2022年度に承認・公表予定のAR6 WG3報告書の翻訳を行う。翻訳対象や作業期間については、地球環境対策室の担当者と協議して決定する。

(8) その他

得られた情報については、要点を整理・分析し、地球環境連携室へ速やかに報告すること。

なお、上記（（1）①IPCC総会等への出席）に上げた情報収集については、めまぐるしく状況の変化する交渉現場での調査であることに鑑み、必要に応じて地球環境連携室の指示に基づき、よりタイムリーな口頭若しくは資料配付による報告をすること。

会議（検討会、研究会及び委員会を含む。）を運営する場合は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和2年2月7日変更閣議決定）による以下会議運営の基準を満たすこととし、様式により作成した会議運営実績報告書を納入物とともに提出すること。

○環境物品等の調達の推進に関する基本方針

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/bp/r1bp.pdf>

○グリーン購入の調達者の手引き（令和2（2020）年2月）

https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/tebiki/r2_tyoutatusya.pdf

なお、委託業務完了後、別記様式により実績を報告すること。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じ、国内・海外を含む出張・会議等について、対面での開催が困難と考えられる事項については、経済産業省産業技術環境局地球環境対策室と相談の上、電話でのヒアリングやオンライン会議を含む、その業務を全うする上で必要な措置を検討し、流動的に対応してよいものとする。

4. 報告書の作成

上記の内容を踏まえ、地球環境連携室の指示に従い報告書を作成する。

5. 事業期間

委託契約締結日から、令和5年3月31日まで。

6. 成果物

・調査報告書電子媒体（CD-R） 1式

- ▶ 調査報告書、調査で得られた元データ、委託調査報告書公表用書誌情報（様式1）、二次利用未承諾リスト（様式2）を納入すること。
- ▶ 調査報告書については、PDF形式に加え、機械判読可能な形式のファイルも納入すること。
- ▶ 調査で得られた元データについては、機械判読可能な形式のファイルで納入することとし、特に図表・グラフに係るデータ（以下「EXCEL等データ」という。）については、EXCEL形式等により納入すること。
- ▶ なお、様式1及び様式2はEXCEL形式とする。

・調査報告書電子媒体（CD-R） 2式（公表用）

- ▶ 調査報告書及び様式2（該当がある場合のみ）を一つのPDFファイル（透明テキスト付）に統合したもの、並びに公開可能かつ二次利用可能なEXCEL等データを納入すること。
 - ▶ セキュリティ等の観点から、経済産業省と協議の上、非公開とするべき部分については、削除するなどの適切な処置を講ずること。
 - ▶ 調査報告書は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、経済産業省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を報告書に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、下記の様式2に当該箇所を記述し、提出すること。
 - ▶ 公開可能かつ二次利用可能なEXCEL等データが複数ファイルにわたる場合、1つのフォルダに格納した上で納入すること。
 - ◆各データのファイル名については、調査報告書の図表名と整合をとること。
 - ◆Excel等データは、オープンデータとして公開されることを前提とし、経済産業省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を含まないものとする。
- ※調査報告書電子媒体の具体的な作成方法の確認及び様式1・様式2のダウンロードは、下記URLから行うこと。

<http://www.meti.go.jp/topic/data/e90622aj.html>

7. 成果物の納入場所

経済産業省産業技術環境局地球環境連携室